

職業性疾患・疫学リサーチセンター

## 関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔

東大阪市高井田元町1-3-1

みずしま内科クリニック内

TEL06 (6781) 3330

<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

## 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 3陣提訴 「泉南石綿の碑」建立

大阪アスベスト弁護団 弁護士 伊藤明子

## ■最高裁判決、その後

昨年10月9日に最高裁で勝訴判決を得た大阪・泉南アスベスト国賠訴訟は、10月27日に塩崎厚労大臣が大臣室で原告らに謝罪し、12月26日に1陣訴訟の差戻審において最終和解が成立しました。

今年1月18日には、塩崎厚労大臣が初めて泉南の地を訪れ、改めて原告らに深々と謝罪すると共に、アスベスト関連疾患の治療法研究にも言及しました。直前に16人目の原告が亡くなる中で、遅すぎた現地訪問でしたが、これをもって、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟は終結し、以降、残された課題に取り組むことになりました。

## ■3陣提訴

旧石綿工場の残存アスベストの除去と並ぶ、大きな課題の1つが、未提訴被害者の救済です。最終和解の中では、1陣・2陣の勝訴原告と同様の状況にあった方が裁判を起こせば、



国が賠償金を支払うことを確認しています。

これを受けて、今年3月24日、泉南地域の石綿工場で働いた被害者14人（原告19人）が新たに3陣訴訟を提起しました。3陣原告の中には、姉弟の被害者がいる他、1陣原告の妻、2陣原告の夫、また、鹿児島在住の原告もいるなど、家族ぐるみ、地方出身者といった泉南の石綿被害の特徴がよく表れています。

また、3陣提訴に先立ち、3月20日には、東大阪市にあった石綿工場の元労働者の遺族が国賠訴訟を提起しました。

今後は、最高裁判決に基づいて救済される被害者を、泉南はもちろん、全国で1人残らず掘り起こす運動を進めたいと思います。

## ■「泉南石綿の碑」建立

4月19日、かつて「いしわた村」と呼ばれた泉南市信達牧野において、「泉南石綿の碑」の建立式が行われ、原告団、弁護団、東京や韓国からも含めた支援者の皆さん、地元市長や議員など約200人の方々が集まりました。



冒頭、市民の会の世話人・柚岡一禎さんは、最年長だった原告故前川清さんとの思い出を紹介。「人生を壊し、命を奪った石綿は、生活の糧でもあった。現実には、怒りや悲しみだけでは語れない。この地で生き、この地で死んでいった者たちに捧げる」と挨拶しました。

続いて行われた懇親会では、原告の手作りおにぎり、サンドイッチ、餃子、それに患者と家族の会の皆さんによる揚げたて天ぷら100人前……とご馳走がずらり。参加者が次々と心のこもったスピーチをされる中、関西建設アスベスト大阪訴訟の原告共同代表・郡家滝雄さんは、「泉南の皆さんに続くべく、建設アスベスト訴訟の勝利に今後の人生をかける」と決意表明されました。

原告団・地元の支援者の頑張りを誇らしく思うと共に、多くの方々に支えられてここまで来たこと、全てのアスベスト被害の救済と根絶へ向けての新たなスタートを切ったことを、改めて実感した1日でした。

# 石綿肺がん労災不支給 (石綿小体1845本)取り消し訴訟

## 『一転、国が労災と認定』岡山地裁

ひょうご安全衛生センター 西山 和宏

肺内から検出された石綿小体数が1845本であったため、「認定基準の5000本を下回る」との理由で労災が不支給となった案件の取り消し訴訟で、国側が「胸膜プラークが有った」として一転労災と認定しました。この案件は、石綿肺がんの新認定基準をめぐる全国初の訴訟でしたが、国側が自庁取消しを行ったため、訴訟は終結しました。

### ▼事件の概要

岡山県井原市に住むAさんは、1968年3月から2007年8月まで、主に大工として建築作業に従事しました。木造建築では石綿含有建材の

加工・裁断作業において、鉄骨造の建物では石綿が吹き付けて有る近辺での作業において石綿に曝露したのです。

2008年11月に近院での胸部画像撮影において異常陰影を指摘され、倉敷中央病院を受診したところ肺がんと診断されました。その後、左肺上葉切除術を受け、抗がん剤治療を続けていましたが、2014年1月21日に亡くなりました。

Aさんは、生前に療養補償給付と休業補償給付の請求を行いました。調査を行った笠岡署は2012年6月6日付で「労災の認定基準に至らなかったため」との理由で、労災と認めませ

んでした。労災申請が認められなかった理由は、肺内から検出された石綿小体の数が1845本で、5000本に満たないということが大きな理由でした。

その後、審査請求も再審査請求も棄却となり、2014年6月10日に岡山地裁に提訴したのです。

### ▼もっと早く認定を

今回の提訴は、石綿肺がんの認定基準における石綿小体の評価を争う裁判でした。特に、2012年の新認定基準をめぐっては全国で初めての訴訟であり、労災不支給処分の取り消しを求めるなかで、認定基準（2012年基準）のあり方、石綿小体・石綿繊維の数と肺がん発症リスクが争点でした。そうした意味でも、この間の石綿小体の本数議論に終止符を打つための重要な裁判でもありました。

裁判は、第2回目の期日が今年の2月3日に指定され、その前段として1月14日に進行協議が設定されていました。進行協議において国側から「調査の過程でCT画像に胸膜プラークが見つかった」の見解が示され、業務上としての処理を進めているとの表明があったのです。労災請求から再審査請求までの3回の調査において「胸膜プラークなし」との判断されたたてに

## 石綿肺がん 労災認める

### 岡山の男性 国、本数基準争わず

職場でアスベスト（石綿）を吸い、肺がんで死亡した男性が、労災認定の新しい基準に明記された肺の石綿本数を満たさず労災不認定とされたのに対し、妻が「本数による切り捨ては不当」として岡山地裁で国の処分取り消しを求めた訴訟で、

国が別の証拠が見つかったとして処分を取り消し、認定していたことが分かった。石綿肺がんの新認定基準をめぐる初の訴訟だが、取り下げられ、国側の「不戦敗」となった。

訴状によると、男性は岡山県井原市在住で1974年から約30

年、建設現場で働き、石綿を吸った。2008年に肺がんと診断。労働基準監督署は男性の肺1つ当たりの石綿小体（たんばく質で包まれた石綿繊維）は1845本で、5000

本の新認定基準を満たさないと労災と認めな

った。男性は昨年1

月に66歳で死亡した。妻は昨年6月に提訴。厚生労働省によると、石綿を吸って胸膜が部分的に硬く厚くなる「胸膜プラーク」を新たに画像で確認したという。石綿を長年吸った職歴もあり、基準に沿って岡山労基署（広島県）が先月、認定を通知した。

旧基準以前の石綿本数を巡る訴訟5件では患者側の勝訴が確定している。妻は「石綿本数などではなく、石綿にまみれた仕事全体を見てと訴えてきた。生前にこの結果が欲しかった」と話している。【大島秀利】

もかかわらず、一転「プラーク有り」となったのです。寝耳に水とはまさにこのことでした。

プラークが有ったのなら、もっと早く業務上との判断を示すべきだったのです。原告の思いは、被災者の生前中の労災認定の通知だったからです。現在、岡山労働局との交渉を準備中です。

## 《 第6回 関西支部総会について 》

日 時 : 7月4日(土) 14時30分～

会 場 : ホテル新大阪コンファレンスセンター

### 第一部

記念講演 堺法律事務所・弁護士 松丸先生 「過労死・じん肺自殺について」

### 第二部

総 会 議案提案、討論、活動報告など

### 第三部

懇 親 会

※ 全体で50～100人。各組合・団体、5～10人の参加をお願いします。

# アスベスト肺がん 労災不支給決定から逆転勝訴

2015年6月1日

管理区分1)と石綿健康管理手帳の申請(結果:交付)や水嶋先生にご紹介頂いた病院での石綿小体数の病理検査(結果:100本未満)なども行いました。

ただし、審査請求も平成23年3月に棄却され、東京の海老原先生に作成頂いた意見書も提出した再審査請求も平成23年10月に棄却されました。本人とも今後をしばらく相談しあい、提訴することを決めました。年末に小林先生の弁護士事務所に相談に行きます。

裁判では、小林先生以外に八木弁護士や山上弁護士、繁松弁護士にも加わって頂き、平成18年検討会報告とヘルシンキ基準にも触れ、平成18年認定基準はこれらを歪曲した基準であるとして、アスベスト曝露経過を説明しながらNさんの業務起因性があったことを主張頂きました。その結果、平成26年3月にNさんの主張は正当なものとして不支給決定を取り消す判決を頂きました。平成20年の労災請求から6年が経過しての労災認定でした。

ただし、裁判の中でも触れられていましたが、現行の平成24年認定基準でも業務歴を重視したものとはなっていません。認定基準の厳しさで泣いている仲間はたくさんいます。上部団体を通じ厚生労働省へ働きかけ、本件を含め他の類似の判決内容を真摯に受け止めた基準の見直しを訴えなければなりません。

最後になりますが、医学的見地を再三ご教授頂いた水嶋先生ならびに海老原先生、裁判闘争での支援を頂いた小林先生をはじめとした大阪じん肺弁護団の皆さま、お知恵を貸して頂いたリサーチセンターの会員の皆さまには多大なるご尽力を頂き大変感謝しております。あらためて御礼申し上げます。ありがとうございました。

大阪建労・安達

大阪建労門真支部組合員Nさん(71歳・大工)は、昭和34年から独立するまでの約27年間、大工職人として新築・増改築・解体工事などに従事してきました。

異常が見つかったのは平成18年7月のこと。東大阪生協病院で肺気腫と診断されました。翌年2月には右肺に1.5cmの腫瘍が見つかり、同年11月に大阪市立総合医療センターにて右肺の半分を切除する手術を受けました。組合に相談されたのは、身体の状態も落ち着いてきた平成20年3月頃のことです。

まず、職歴や仕事内容の聞き取りから始まり、独立するまで4つの事業所での勤務歴があったため、証明が頂ける方を探し当時勤務していた事業主や一緒に働いていた同僚の方に勤務歴などを証明して頂きました。さらに、水嶋先生からもCT写真を基に具体的にアスベスト曝露を図解頂いた所見書を作成頂き、ご支援を頂きました。

ところが、北大阪労働基準監督署より平成21年7月不支給との知らせが届きます。すぐに本人と監督署へ出向き、不支給の理由を問いただすとアスベスト曝露は認められるが胸膜プラークの所見が見られず、石綿小体なども基準の数に満たないとのことでした。(石綿小体…998本、石綿繊維…1μm超243本、5μm超検出下限値9万本未満)すぐに審査請求に入ることを本人と確認しました。

本件はアスベスト曝露は認められているので、争点となるのはアスベスト所見の有無なので、水嶋先生に再度支援を求め、前回よりも詳細な所見書を作成頂き審査請求書に添付しました。また、本人陳述書の提出や、別角度からも所見の有無を証明するため、じん肺管理区分(結果:

## 《事務局だより》

### 【活動日誌 2015年2月～6月】

- ・定例会議:2月24日、3月24日、4月28日、5月28日、ニッセイ新大阪ビル18階。  
第6回関西支部総会の打ち合わせ、労災事例報告他
- ・本部第13回定期総会「じん肺・アスベストシンポジウム」6月21日 芝パークホテル